

## 記入上の注意

- 1 【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。
- 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
  - 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
  - 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「中等教育学校（後期課程）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「高等学校（専攻科）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」の別を記入してください。
- 2 【2 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
    - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
    - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
    - ③法人である未成年後見人
    - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
    - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
  - 必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
  - イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の収入を証明する書類等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の収入を証明する書類等を提出できない場合」は、才及びカに含まれます。
  - ア、ウ又はエに該当するときは、保護者全員の収入を証明する書類等を添付してください。
  - オ又はカに該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
 

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 3 【2 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 生計維持者とは、
    - ①生徒に父母がいる場合  
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
    - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合  
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
      - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
      - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
      - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
      - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
  - 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
  - 【2. 生計維持者の収入の状況について】アに該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
  - 【2. 生計維持者の収入の状況について】イに該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
 

イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、オ又はカのうちのいずれか該当するものを選択してください。
  - 【2. 生計維持者の収入の状況について】オ又はカに該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
 

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 4 【3 扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。
- 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
- 5 【4 申請の状況について】の欄には、内容を確認の上、記入してください。

## 留意事項

- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学金給付金の受給資格はありません。
- 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 都立高等学校等においては、高等学校等就学支援金の申請時に、都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が分かる書類を提出している場合、扶養親族の人数を確認できる書類及び他の生計維持者に扶養されていることが分かる書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができます。
- 都立高等学校以外の国公私立高等学校等へ通っている場合は、在学する学校の校長から在学している証明と就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直し支援金の補助対象となる者である旨の証明（印）を受けてください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。